

——第2編——

平素からの備えや予防

# 第1章 組織・体制の整備等

## 第1 市における組織・体制の整備（基本指針第3章第1節）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

### 1 市の平素の業務

市の各部課等は、第3編第2章第1の3で、国民保護措置における各部・各班の事務分担として示された事項を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。

### 2 職員の参集基準等

#### (1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

#### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

また、消防本部より住民への初動連絡において、常備消防機関に設置されている防災行政無線の遠隔操作機により対応するなど、常備消防機関との緊密な連携及び迅速な連絡体制を考慮した市庁内体制を整備し職員への周知を図る。

#### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の推移に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### ア 職員参集基準

体 制	参 集 基 準
第1配備（警戒配備体制）	国民保護担当職員及びあらかじめ指名された職員が参集
第2配備（緊急事態連絡室体制）	原則として、市国民保護対策本部体制に準じてあらかじめ指名された概ね3分の2の職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、事態の状況を踏まえ、その都度判断
第3配備（市国民保護対策本部体制）	すべての市職員が本庁又は出先機関等に参集

#### イ 事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	第1配備（警戒配備体制）
	市の全部課等での対応が必要な場合	第2配備（緊急事態連絡室体制）
	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	第2配備（緊急事態連絡室体制）

事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	第3配備（市国民保護対策本部体制）
-------	----------------------	-------------------

(4) 職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保する。なお、国民保護担当職員については、連絡のない場合でも事態を察知したら、直ちに自ら参集するものとする。

(5) 職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長（市長）の代替職員については、次のとおりである。

第1順位 副市長 第2順位 消防長 第3順位 総務部長

(6) 職員の体制ごとの所掌事務

市の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務は、次のとおりである。

体 制	所 掌 事 务
第1配備（警戒配備体制）	1 関係機関との連絡による情報収集 2 国民保護担当課長への報告 3 状況によっては、第2配備又は第3配備の事務に倣う
第2配備（緊急事態連絡室体制）	1 関係機関との連絡による情報収集 2 状況によっては、第3配備の事務に倣う
第3配備（市国民保護対策本部体制）	国民保護対策本部の所掌事務に倣う

(7) 対策本部の機能の確保

市は、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において防災に関する体制を活用しつつ、その機能が確保されるよう、主に次の項目について定める。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保 等

### 3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことを踏まえ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

#### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

##### (1) 国民の権利利益の迅速な救済（法第159条等）

市は、武力攻撃事態等が発生した場合は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、次のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

〈国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧〉

項 目	救 濟 内 容	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること（法第81条第2項）。	管理課
	特定物資の保管命令に関すること（法第81条第3項）。	管理課
	土地等の使用に関すること（法第82条）。	管理課
	応急公用負担に関すること（法第113条第1項、第5項）。	管理課 安全・危機管理課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	総務課 安全・危機管理課
不服申立てに関すること（法第6条、第175条）。		総務課 当該課
訴訟に関すること（法第6条、第175条）。		総務課 当該課

##### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、四国中央市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、近隣市、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災の連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災の連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、近隣市、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」等の国民保護措置が円滑に実施できるよう近隣市等関係機関との意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会等を活用することにより、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

## 2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、電子メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議（法第35条第5項）

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

## 3 近接市との連携

(1) 近接市との連携（法第35条第4項）

市は、近接市の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のN B C災害に対応可能な部隊数や資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

## 4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じ

て、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

資料編　◦関係機関協定等一覧

P. 120

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援（法第4条第3項、基本指針第1章5(2)）

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダーに対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法第4条第3項、基本指針第1章5(3)）

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社愛媛県支部、四国中央市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。

## 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

### 1 非常通信体制の整備（基本指針第4章第4節2）

市は、国民保護措置の実施に関し、市防災行政無線など非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### 2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。

施設	・非常通信のための設備や施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
設備	・武力攻撃災害による障害が発生した場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
面	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災現場の状況をヘリコプターを使って、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの維持・点検に努める。</li> <li>・国民保護措置の実施の際に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害により、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うについては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との通信の確保等に関する訓練を行うとともに、訓練終了後に評価を行い、必要な体制等の改善を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び市防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制を整備する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・國民に情報を提供するに当たっては、市防災行政無線、広報車等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても、情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

#### 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うための体制整備に必要な事項について定める。

##### 1 基本的考え方（基第4章第4節1）

###### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

###### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

###### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

##### 2 警報等の通知に必要な準備（法第47条、基本指針第4章第1節1）

###### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害

者、外国人等に対する伝達に配慮する。また、地域の自治会や自主防災組織、民生委員や社会福祉協議会と十分に協議し、災害時における避難支援を含めた体制の整備に努める。

## (2) 市防災行政無線等の整備

### ア デジタル化の推進等

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の市防災行政無線の通信方式のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るなど通信体制の充実に努める。

### イ 全国瞬時警報システムの整備

市は、国からの緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため全国瞬時警報システム（J—ALERT）を常に最適な状態に整備しておくとともに自動起動機等による情報周知手段の拡大整備に努める。

\*全国瞬時警報システム（J—ALERT）

対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム。

## (3) 県警察及び海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

## (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

## (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

## (6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

## 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（法第94条第1項、基本指針第4章第2節6）

### (1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号により、県に報告する。

## 〈収集・報告すべき安否情報〉

- |                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1 避難住民・負傷住民                                                                   |
| ① 氏名                                                                          |
| ② フリガナ                                                                        |
| ③ 出生の年月日                                                                      |
| ④ 男女の別                                                                        |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。）                                                                |
| ⑥ 国籍（日本国籍を有しないものに限る）                                                          |
| ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（①～⑥のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当                                                                   |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況                                                                   |
| ⑩ 現在の居所                                                                       |
| ⑪ 連絡先その他必要情報                                                                  |
| ⑫ 親族・同居者への回答の希望                                                               |
| ⑬ 知人への回答の希望                                                                   |
| ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意                                                    |
| 2 死亡住民                                                                        |
| （上記①～⑦に加えて）                                                                   |
| ⑮ 死亡の日時、場所及び状況                                                                |
| ⑯ 遺体が安置されている場所                                                                |
| ⑰ 連絡先その他必要情報                                                                  |
| ⑱ ①～⑦、⑯～⑰の親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意                                    |

### 資料編　◦安否情報報告様式

P. 122

#### (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

#### (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備（法第126条、第127条第1項、基本指針第4章第4節1）

#### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・報告に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

### 資料編　◦被災情報報告様式

P. 127

#### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、職員を育成するため、消防大学校、県研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング(注)等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

\* 【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

\* 【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(注) パソコンやコンピュータネットワーク等を活用して教育を行うこと。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安部及び警察の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練（法第42条第1項、第3項、基本指針第4章第7節）

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市、県、国等関係機関と連携して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

なお、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ウ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- エ 避難誘導訓練及び救援訓練

### (3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な訓練項目については、有機的に連携させる。
- イ 住民の避難誘導や救援等に当たっては、自治会及び自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努める。また、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行えるよう必要な訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- キ 季節や地域などの自然的条件等を踏まえた訓練内容とする。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について定める。

### 第1 避難に関する基本的事項（基本指針第4章第1節）

#### 1 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等次のような必要な基礎的資料を準備する。

〈市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料〉

- ・住宅地図
  - (※ 人口分布、世帯数)
- ・区域内の道路網のリスト
  - (※ 避難経路として想定される国道、県道、市道等の道路のリスト)
- ・輸送力のリスト
  - (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
  - (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- ・避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
  - (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
  - (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- ・生活関連等施設等のリスト
  - (※ 避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの)
- ・関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
  - (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- ・消防機関のリスト
  - (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
  - (※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- ・避難行動要支援者の避難支援プラン

#### 2 隣接する市との連携の確保

市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### 3 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成中である、避難支援プランを早期に完成させ、これを活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災担当部局及び福祉関係部局を中心とした横断的な、「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置を行う。

##### 【避難行動要支援者の避難支援プランについて】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、自然災害時における取組として作成を検討している災害時要援護者の避難支援プランを活用することとする。（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」）

(平成17年3月) 参照)

避難支援プランは、避難行動要支援者の避難を円滑に行えるよう、「避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方」と「避難行動要支援者一人一人に対する個別計画」で構成される。

避難行動要支援者一人一人の避難支援プランを実施するためには、避難行動要支援者情報の把握は不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報を基に一定の条件や考え方に基づき、支援すべき避難行動要支援者を特定し、防災担当部局及び福祉担当部局等が連携の下で、避難行動要支援者各個々人の避難支援プランを策定する。

(家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載)

#### 4 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性を踏まえ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### 5 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

### 第2 避難実施要領のパターンの作成（法第61条、基本指針第4章第1節4）

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁作成のマニュアルを参考に、季節の別（特に冬季の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難方法等について配慮するものとする。

### 第3 救援に関する基本的事項（法第76条、基本指針第4章第2節）

#### 1 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

#### 2 県との調整

市は、県から救援に関する事務の一部を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合を踏まえて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

### 第4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（基本指針第4章第4節3）

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### 1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握する。

##### 〈輸送力に関する情報〉

- ① 保有車両等（路線バス等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

##### 〈輸送施設に関する情報〉

- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

資料編	◦輸送力一覧	P. 108
	◦飛行場外臨時離着陸場一覧	P. 110

## 2 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を把握する。

### 第5 避難施設の指定への協力（法第148条、第149条、基本指針第4章第1節5）

#### 1 県との協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

##### 〈避難施設の指定の留意事項〉

- (1) 避難所としての学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一次集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造りの堅ろうな建築物等を指定するよう配慮する。
- (3) 一定の地域に避難施設が偏ることのないようできるだけ多くの施設を指定するよう配慮する。
- (4) 危険物質等の取扱所に隣接した場所や急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- (5) 物資等の搬入・搬出に適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救難を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- (6) 幹線道路から近距離にあること、適切な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

#### 2 避難施設の運営マニュアルの整備

市は、県と協力し、要配慮者や男女双方の視点に配慮した避難施設の運営マニュアルを整備するとともに、住民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

#### 3 住民への周知

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

資料編	◦避難場所一覧	P. 105
-----	---------	--------

## 第3章 避難行動要支援者等支援に関する平素からの備え

市は、武力攻撃事態等における要配慮者の安全を確保するため、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平素から、武力攻撃事態等を想定した緊急連絡体制、避難誘導等の体制の整備に努める。(基本指針第4条第1節4)

### 第1 情報の共有

市は、社会福祉施設管理者と要配慮者に関する情報を共有するとともに、広域的な観点に基づき、警報及び避難の指示の伝達、避難誘導、救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

また、要配慮者に対する武力攻撃災害に関する対策を講ずるに当たり、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮するとともに、次のことに留意する。

- 1 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- 2 生活支援のための人材確保
- 3 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- 4 食事に特別な配慮を要する者に対する柔らかい食品などの確保及び提供
- 5 障害の状況等に応じた介助用品、補装具の確保又は提供
- 6 避難施設又は居宅で必要な資機材の設置又は配付
- 7 避難施設又は居宅で相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- 8 在宅又は避難施設内の要配慮者のうち、社会福祉施設等に避難を要する者の該当施設への受入れ要請の実施

### 第2 避難行動要支援者の実態把握

市は、避難行動要支援者について、あらかじめホームヘルパーや民生児童委員等の協力を得て、自治会等ごとに、その実態を把握するよう努めるものとし、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、本人からの同意を得て消防、民生児童委員等の関係者にあらかじめ情報提供を行うなど、関係者間での情報共有を図るものとする。

### 第3 緊急連絡体制の整備

市は、地域ぐるみの協力の下に避難行動要支援者ごとの情報連絡・誘導担当を配備するなど、きめ細かな緊急連絡体制を整備するものとする。

### 第4 避難体制の確立

市は、避難誘導の担当者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導方法等を事前に具体的に定めておくよう努めるものとする。また、避難所や避難路の指定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性に十分配慮するものとする。

### 第5 国民保護に関する啓発

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、要配慮者の態様に合わせた啓発を図るものとする。

## 第4章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等において、国民生活に関連する施設や危険物質等の取扱施設などの安全の確保を図るために、これらの施設の管理者に対する留意点の周知等について、次のとおり定める。

### 第1 生活関連等施設の把握等（法第102条、基本指針第4章第3節3）

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握し、次に掲げる項目について整理するとともに、県との連絡態勢を整備する。

なお、これらの項目については、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努める。

- 1 施設の種類
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 管理者名
- 5 連絡先
- 6 危険物質等の内容物
- 7 施設の規模

### 第2 安全確保の留意点

市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。なお、生活関連等施設の種類は、別表（次頁）に掲げるとおりである。

資料編　・市内危険物施設一覧

P. 113

### 第3 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

具体的には、テロ等の発生に備え、予防対策として、来場者確認の徹底などの不審者対策、警察、海上保安部・消防機関等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、市職員等による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への啓発等の措置を講ずる。なお、この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

別表

〈生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局、市担当課〉

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当部局	市担当課
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—	
	2号	ガス工作物	経済産業省	—	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	県民環境部	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—	
	6号	放送用無線設備	総務省	—	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部	港湾課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省		
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木部 公営企業管理局	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	県民環境部	予防課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部	
	3号	火薬類	経済産業省	県民環境部	予防課
	4号	高圧ガス	経済産業省	県民環境部	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	県民環境部	
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	県民環境部	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	県民環境部 保健福祉部 農林水産部	
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部 農林水産部	
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	—	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	保健福祉部	
	11号	毒性物質	経済産業省	—	

## 第5章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定める。

### 第1 市における備蓄（法第142条、第145条、第146条、基本指針第4章第7節）

#### 1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

〔住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例〕

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など

また、市は、市地域防災計画に準じ、市民に対して、最低7日分の食料及び飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄に努めるよう普及、啓発を行う。

#### 2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされており、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

このため、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

〔国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例〕

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

#### 3 県との連携

市は、県と連携し、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害が発生した場合、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材を迅速に供給できる体制を整備する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 第2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等（基本指針第4章第5節2(5)）

#### 1 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、必要な整備・点検に努める。

#### 2 ライフライン施設の代替性の確保

市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等に努める。

#### 3 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記

その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るため、バックアップ体制の整備にも努める。

## 第6章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を定める。

### 第1 国民保護措置に関する啓発（法第43条、基本指針第1章5）

#### 1 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### 2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織等の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### 3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 第2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第98条）

#### 1 住民への周知

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

#### 2 応急手当の普及

市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

